

No	4-1-1	分類1	検査・メンテナンス	分類2	—
<b>質問</b>	CEは、耐圧性能、気密性能及び強度の確認のための検査を行う必要がない、と法律（製造細目告示及びKHK保安検査基準）に規定されていますが、蒸発器や配管を含め検査を行う必要はないのでしょうか。				
<b>回答</b>	<p>ご質問のとおり、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン及び液化炭酸ガスのCE（加圧蒸発器及び送ガス蒸発器を含む）は、耐圧・気密・強度確認の検査を行う必要はありません。しかし、弁のグランド部や、ネジ接合部については経年影響により漏えいが起こり得ます。</p> <p>特に近年、溶接部の老朽化による漏えいも、少なくない報告例が挙がっています。これらの状況を踏まえて自主的な検査を行うことをお勧めします。</p>				
<b>補足</b>	<p>以下、検査の実施例です、ご参考にして下さい。</p> <p>・肉厚測定 加圧蒸発器、送ガス蒸発器及び配管の肉厚測定を1年に1回以上実施し、必要肉厚以上の肉厚を有し、急激な減肉がないことを確認する。</p> <p>この場合、肉厚測定箇所※)は、使用環境及び目視検査の結果を十分考慮した上で選定すること。選定された肉厚測定箇所は定点として管理し、経年変化を確認すること。なお、フレキシブルチューブ類（エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。）のうち、構造、材質等により肉厚測定の実施が困難なもの4)については、腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。この場合、腐食による異常が生じていないことの確認については附属書Aが参考にできる。</p> <p>注※) 測定箇所の選定については、以下の箇所を測定箇所とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 受入れライン（ローリからCEへの）</li> <li>b) ガス出口ライン（蒸発器出口以降第1バルブまで）</li> <li>c) 蒸発器出口</li> </ol> <p>検査実施に当たっては、販売店や検査会社にご相談ください。</p>				